

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和6年3月28日(火)
午前9時10分～午前10時40分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委員	徳永秀文
委員	松岡舟
委員	福田康知
委員	井下由美
教育長	末澤康彦

説明のため出席した者

教育部長	窪田徹也
総務課長	吉野隆志
学校給食センター所長	小松昌徳
学校教育課長	岩井俊明
幼保運営課長	黒田千絵
文化財保存活用課長	東信男
生涯学習課長	谷本智子
書記 総務課副課長	土井節子
学校教育課副課長	西山晋作
幼保運営課副課長	横山史朗
生涯学習課副課長	後藤幸功
学校給食センター主査	栗岡宏樹

3 傍聴 なし

4 議 題

報告第42号 専決処分の報告について
報告第43号 令和5年度丸亀市教育委員会表彰者の追加について
報告第44号 専決処分の報告について(退職者)
報告第45号 専決処分の報告について(人事異動及び新規採用者)
議案第58号 丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則及び丸亀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
議案第59号 丸亀市教育委員会職務権限規程の一部改正について
議案第60号 丸亀市給食費等支援補助金交付要綱の一部改正について
議案第61号 丸亀市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

- 議案第 62 号 丸亀市学校給食物資納入生産者の登録等に関する要綱の一部改正について
議案第 63 号 丸亀市実用英語技能検定料補助金交付要綱の制定について
議案第 64 号 丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部改正について
議案第 65 号 丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部改正について
議案第 66 号 丸亀市学区制調査プロジェクトチーム設置要綱の一部改正について
議案第 67 号 丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則の制定について
議案第 68 号 丸亀市立学校における共同学校事務室の運営等に関する規程の制定について
議案第 69 号 丸亀市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
議案第 70 号 丸亀市立学校評議員の委嘱について
議案第 71 号 丸亀市立認定こども園における学校評議員の委嘱について（意見聴取）
議案第 72 号 丸亀市史跡等管理条例施行規則の制定について
議案第 73 号 丸亀市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正について

5 報告事項

新第二学校給食センター整備について
教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。松岡 舟委員、徳永 秀文委員。

7 議事の概要

午前 9 時 10 分 開会

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、報告第 42 号を非公開と決した。また、報告事項の審議後に非公開議事を行うことを委員全員了承した。

報告第 43 号 令和 5 年度丸亀市教育委員会表彰者の追加について

〔総務課長〕

令和 5 年度丸亀市教育委員会表彰者の追加につきましては、2 月までの定例教育委員会において報告した教育委員会表彰の被表彰者に加え、学校等から追加推薦があり、丸亀市教育委員会表彰規程に基づき令和 6 年 2 月 20 日及び 29 日に表彰審査会を開き、被表彰者を追加決定したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 1 号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。報 43-2 のとおり小学生個人 7 名と、報 43-3 のとおり中学生個人 1 名、合計 8 名を追加表彰した。学校へ表彰状等を送付し、各学校で表彰してもらっている。

特になし

報告第 44 号 専決処分の報告について（退職者）

報告第 45 号 専決処分の報告について（人事異動及び新規採用者）

〔総務課長〕

専決処分等の報告につきましては、令和6年3月31日付け退職者並びに令和6年4月1日付け人事異動及び新規採用者について3月25日に教育長専決を行ったので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

議案第58号 丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則及び丸亀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

〔総務課長〕

丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則及び丸亀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正につきましては、令和6年4月1日付け機構改革に伴う改正を行うほか、併せて見直しを行い、所要の改正を行うものである。

今回の機構改革で、総務課にあった学校給食センターが課の扱いとなることに伴う改正のほか、事務分掌の記載漏れ並びに新たな業務を記載するなどの改正を行っている。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第59号 丸亀市教育委員会職務権限規程の一部改正について

〔総務課長〕

丸亀市教育委員会職務権限規程の一部改正につきましては、令和6年4月1日付け機構改革に伴う改正を行うほか、権限移譲事項の見直し等を行い、所要の改正を行うものである。

議59-1からの表にあるとおり、学校給食センターの関連部分のほか、事務分掌に合わせる改正や、新たな業務の権限について明記している。

〔教育長〕

医療的ケアについて、学校だけでなく青い鳥教室にも関係があるが、学校教育課のみに記載されている。その点について説明を願う。

〔総務課長〕

職務権限規程は、教育委員会であれば教育長の権限に全てあるものを事務の効率化のために、部長や課長に下ろすことを定めているものであるため、決裁が必要なもので表記がないものについては教育長の決裁権限となる、ということである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第60号 丸亀市給食費等支援補助金交付要綱の一部改正について

〔学校給食センター所長〕

丸亀市給食費等支援補助金交付要綱の一部改正につきましては、香川県第3子以降学校給食費無償化事業が開始され、今後も継続される見込みであることから、第3条の支給対象者から除くための改正を行うものである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 61 号 丸亀市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

[学校給食センター所長]

丸亀市学校給食センター条例施行規則の一部改正につきましては、令和 6 年 4 月 1 日付け機構改革に伴う改正を行うほか、併せて所掌事務について所要の改正を行うものである。所掌事務については、これまでも行ってきたものを明記するほか、児童生徒数の減少に伴う各給食センターのバランスの調整を行い、管轄の変更を行うものである。

[教育長]

飯野小学校が中央から飯山学校給食センターに変わることで、能力的に全く問題はないのか。

[学校給食センター所長]

問題はない。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 62 号 丸亀市学校給食物資納入生産者の登録等に関する要綱の一部改正について

[学校給食センター所長]

丸亀市学校給食物資納入生産者の登録等に関する要綱の一部改正につきましては、学校給食における地産地消の推進のため、生鮮市況価格に関する条項についての改正を行うものである。

今般の物価高騰等の影響から生産者の負担も考慮し、新規登録並びに地産地消の推進を図るため、改正したいと考えるものである。

[教育長]

限度額で制限されていたものが、この改正により地産農家にとってはメリットがあるという理解でよいか。

[学校給食センター所長]

そのとおりである。

学校給食に対する理解があり、安価に納めていただいていたが、物価高騰や高齢化も進み、経営を考えての価格への要望や意見はあった。この改正は農家の方にとって支援になり、地産地消の拡大にもつながると考えている。また、確実な物資の納入環境への期待もある。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 63 号 丸亀市実用英語技能検定料補助金交付要綱の制定について

[学校教育課長]

丸亀市実用英語技能検定料補助金交付要綱の制定につきましては、令和 6 年度から取り組む「人づくり石垣プロジェクト」の柱の一つである学力づくりにおいて、英語力の充実を図るこ

とで児童生徒の学習意欲を向上させようと考え、その一環として実用英語技能検定の受検を奨励し、検定料の一部を補助するため、新たに補助金交付要綱を制定するものである。

〔教育長〕

今後の児童生徒及び保護者への周知のスケジュールと、想定している人数は。

〔学校教育課長〕

4月に文書を学校に通知し、学校を通じて保護者にも周知を図ろうと考えている。想定人数は300名である。

〔委員〕

例年の受験者数は。

〔学校教育課長〕

把握していない。

〔教育長〕

300名を超えた場合はどうなるのか。

〔学校教育課長〕

予算以内で締め切る予定である。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第64号 丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部改正について

議案第65号 丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部改正について

〔学校教育課長〕

丸亀市学校職員の服務に関する規則及び丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部改正につきましては、香川県人事委員会規則第3号職員の育児休業等に関する規則の改正に伴い、該当の様式を変更するため、所要の改正を行うものである。

〔教育長〕

今回の変更のポイントを簡単に説明願う。

〔学校教育課長〕

議64-2で説明すると、2の請求内容に再度の延長の欄や、4の既に育児休業をした期間の欄が2行から4行に増えるなど、分けて何度も取ることが認められたことに伴う変更内容となっている。

〔教育長〕

つまり、育児の状況や必要に応じて複数回、変更も可能になる、困っている教職員に対しては取りやすくなるということでしょうか。

[学校教育課長]

そういうことである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 66 号 丸亀市学区制調査プロジェクトチーム設置要綱の一部改正について

[学校教育課長]

丸亀市学区制調査プロジェクトチーム設置要綱の一部改正につきましては、令和 6 年 4 月 1 日付け機構改革に伴い、所管部署の名称に変更があったため、同要綱の関係部分について改正を行うものである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 67 号 丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則の制定について

議案第 68 号 丸亀市立学校における共同学校事務室の運営等に関する規程の制定について

[学校教育課長]

丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則及び丸亀市立学校における共同学校事務室の運営等に関する規程の制定につきましては、令和 6 年度から丸亀市立学校において共同学校事務室が設置されるに当たり、共同学校事務室の運営を円滑に図るため、新たに規則及び規程を制定するものである。

[教育長]

今回新たに設けられる共同学校事務室の設置目的と効果、県内の状況、以上 3 点について、簡単に説明を願う。

[学校教育課長]

目的は、事務や作業の平準化を図り、事務職員が自校での学校運営に参画しやすくするもので、その効果として、事務関係の内容の検討も図られ、学校運営がよりスムーズに行えるようになることが期待できる。県内の状況は、観音寺市に 2 室、綾川町に 1 室、高松市に 7 室設置されている。

[教育長]

事務職員と学校にとって、大きなメリットがあるということか。

[学校教育課長]

そのとおりである。

[教育長]

4 月から、どこの学校に設置されるのか。

[学校教育課長]

東中学校と飯山南小学校である。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 69 号 丸亀市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱につきましては、現在委嘱している学校（園）医（内科・眼科・耳鼻科）、学校（園）歯科医、学校（園）薬剤師、及び産業医の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となるため、丸亀市医師会、綾歌地区医師会、丸亀市歯科医師会、丸亀市学校薬剤師会からの推薦に基づき、新たに令和 6 年 4 月 1 日から 2 年間委嘱したい。

議 69-2 から議 69-7 の表で、右端の欄が空白の方は新しく委嘱する方である。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 70 号 丸亀市立学校評議員の委嘱について

〔幼保運営課長〕

丸亀市立学校評議員の委嘱につきましては、丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則に基づき委嘱している現在の評議員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となるため、幼稚園長の推薦を受けた者を新たに令和 6 年 4 月 1 日から 1 年間、評議員として委嘱したい。なお、西幼稚園は、城乾こども園に移行し廃園するので、削除している。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 71 号 丸亀市立認定こども園における学校評議員の委嘱について（意見聴取）

〔幼保運営課長〕

丸亀市立認定こども園における学校評議員の委嘱につきましては、丸亀市立認定こども園条例施行規則に基づき委嘱している現在の評議員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となるため、こども園長等の推薦を受けた者を新たに令和 6 年 4 月 1 日から 1 年間、評議員として委嘱するに当たり、丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第 1 号の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するものである。議 71-3 のとおり、城乾こども園等新たに 7 名の方に委嘱するほかは再任である。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 72 号 丸亀市史跡等管理条例施行規則の制定について

〔文化財保存活用課長〕

丸亀市史跡等管理条例施行規則の制定につきましては、丸亀市史跡等管理条例の一部を改正する条例が令和 6 年 4 月 1 日施行するに当たり、必要な事項を新たに施行規則として制定するものである。これらは、令和 6 年度から開始予定の城泊事業の連携事業に関連して、使用条件や使用申請様式等を定めるものである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 73 号 丸亀市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正について

〔生涯学習課長〕

丸亀市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正につきましては、令和 6 年 4 月 1 日付け機構改革に伴い、所管部署の名称に変更があったため、同要綱の関係部分について改正を行うものである。

〔教育長〕

直接的に議案と関係ないが、機構改革により、地域学校協働活動をどのように推進していくのか、変化することはあるのか。

〔生涯学習課長〕

課の配置が変わり学校教育課と近くなるので、これまで以上に学校教育課と連携して進めていきたいと思っている。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

新第二学校給食センター整備について

〔学校給食センター所長〕

新第二学校給食センターの建替えについて、令和 5 年 7 月に「丸亀市新第二学校給食センター整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査」を業務委託し、作業を進めてきた成果として、報告書概要版（案）を取りまとめたので報告する。

〔学校給食センター主査〕

別紙 1「新第二学校給食センター整備基本計画概要版」

「1. 第二学校給食センターの現状と課題」について

(1) 施設・整備の状況については、現在、昭和 58 年開業の既設の学校給食センター棟と平成 24 年開業の米飯棟にて給食調理業務の運用を行っている。既存センター棟は建築後 40 年以上が経過しており、安全・安心な給食の提供を継続するために、施設整備を行うものである。

(2) 運営状況については、令和 5 年度は、幼稚園 2 園、小学校 5 校、中学校 1 校に、一日当たり約 3,400 食の給食を提供している。

「2. 基本理念・基本方針」について

整備に当たり、(2) 基本方針の①から⑦までの方針に則り、取り組む。

「①安全で安心な学校給食を安定供給できる施設」に関して、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」などに基づく衛生管理の徹底を図るため、HACCP と呼ぶ「危害分析及び重要管理点」の概念に基づいた施設を整備する。

「②多様な献立に対応でき、おいしい給食を提供できる施設」

「③安全にアレルギー対応給食が提供できる施設」として、アレルギー食対応調理室を整備する。

「④食育に関する情報を発信できる施設」として、見学通路や調理実習室、研修室など、食育のためのスペースを整備する。また、地産地消の積極的な推進を図る。

「⑤経済的で効率的な調理環境の施設」

「⑥環境負荷の低減に配慮した施設」

「⑦次世代に負担を残さない施設」

「3. 施設の機能」について

新第二学校給食センターの計画食数は、令和10年度からの食数を見込み、提供可能食数 4,000食/日、計画食数3,500食/日と設定する。また、炊飯は既存の米飯棟で継続し、新センター棟は副食及びアレルギー食の調理機能と学校給食センター事業運営に必要な事務室・研修室等を備えた施設とする。

「4. 建設計画地の状況把握」について

計画地は、右の図で黄色の枠で囲んでいる現在の敷地の北側の2310.5平米の市有地で、新センターは約7000平米となる。

「5. 施設、調理作業区域諸室の配置計画及び施設規模」について

「①施設配置」に関して、建設計画地に、新センター棟の建設に合わせて、付帯施設を再配置し、既存センター棟の解体並びに接続廊下の建設後の敷地の有効活用を図る。

「②建設期間中の考え方」に関して、新センター棟整備中も給食の提供を継続するために、下の表に示す手順とする。

「(2) 調理作業区域の諸室配置計画」に関して、学校給食衛生管理基準に基づく必要諸室の構成と、調理員と食材の動線を右の図に示している。衛生管理を徹底するため、調理区域を右の図では桃色の汚染作業区域と水色の非汚染作業区域に明確に分け、また、調理員と食材を一方向動線となるように諸室を配置する。

「(3) 施設規模の検証」に関して、これまでの条件を整理し検討した結果、新センター棟は建設計画地に建設が可能であることを確認した。

「6. 配送計画」については説明を割愛する。

「7. 事業スケジュール」については表のとおり、令和10年4月の開業を予定する。

別紙2「民間活力導入可能性調査業務報告書概要版」

「1. 調査の目的」については、新第二学校給食センターの整備に当たり、整備・運営手法を調査・検証することを目的とする。

「2. 施設の条件」は、基本計画と重複するので割愛する。

「3. 事業手法の整理」について

「(1) 事業手法」に関して、現在第二学校給食センターで採用している従来方式ほか、本事業で導入が考えられる事業手法 10 手法を表に示している。

「(2) 本調査の検討対象外とする事業手法」に関して、民設民営方式・リース方式・PFI 方式のうち(BOT, B00)については、施設所有が民間事業者であるため、学校施設環境改善交付金の対象外となり事業の経済性が劣るため、検討対象外とした。

(3) に、対象となる事業手法のイメージ図を示している。

従来方式は、運營業務は市が直営で実施し、設計・建設・維持管理業務を個別に民間事業者に対し発注する事業手法で、現在の第二学校給食センターの手法である。市は設計企業に委託発注し仕様を決定し、建設企業にその仕様に基づく建設を発注する。

公設民営方式は、設計・建設・運営・維持管理業務を個別に民間事業者に対し発注する事業手法で、中央及び飯山学校給食センターがこの手法である。

従来方式とは、運營業務を民間に発注する点が異なる。

右側に移って、ここに示す手法に関しては、コンソーシアムへの性能発注をする点が先の従来方式や公設民営方式と異なる。コンソーシアムとは、この事業のために結成された共同企業体のことである。

上側の「DB、DBM、PFI (BTM)」の3つは、運營業務を市が直営で実施する手法である。

DB 方式は、設計・建設事業者で構成するコンソーシアムに対し発注する事業手法で、資金調達は市が実施する。

DBM 方式と PFI 方式(BTM)は、設計・建設・維持管理業務をコンソーシアムに対し発注する事業手法である。

DBM 方式は、DB 方式に維持管理業務が加わった手法で、市が資金調達をする。

PFI 方式(BTM)は、民間が SPC と呼ばれる特別目的会社をコンソーシアム参加企業が設立し、SPC 資金を調達する点が DBM 方式と異なる。

その下の「DBO、PFI (BTO)」の2つは、設計・建設・運営・維持管理業務を一括してコンソー

シームに発注する手法である。

DBO方式は、市が資金調達し、先のSPCを組成する場合と組成しない場合がある。

PFI(BTO)方式は、先のPFI(BTM)同様、民間がSPCを設立し資金調達する。

「(4) 事業範囲」について、民間活力を導入する場合の業務範囲と業務分担を整理した。

○が民間の業務、●は市の業務である。まん中の表【新センター等及び米飯棟】の業務の光熱水費負担が△となっているが、アドバイザー業務において検討するものである。【米飯棟】業務のうち□で表示している項目は、米飯棟の施設・設備は既に市が整備し運用していることから、本事業に乗せることが難しいとの判断で、本事業とは別に民間事業者が発注する。

「4. 事業手法の定量的評価」について

対象となる事業手法の概算事業費について、事業期間を15年と設定して算出し、従来方式を基準としたVFMにより定量的評価を行った。VFM(Value For Money)とは、従来方式と比べて総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合のことであり、数値が高いほど削減効果が高いことを意味するものである。

従来方式では概算事業費は85.2億円で、これを基準としてDB方式は81.9億円、VFMは3.9%で、3.9%の削減効果があることになる。8手法のうち、DBO方式(SPCなし)が76.7億円、VFM9.9%で最も削減効果があることになった。

「5. 事業手法の定性的評価」について

「(1) 基本方針の実現性について」は、先の基本計画の7つの方針について、その実現に向けての定性的評価を行った。表の一番上の行が事業手法で、その下「概要」は運営・維持管理・施設整備の主体に関する市・民間の別、発注形態は、業務を分離して発注するか、全てを一括発注するかを示している。

①-1 安全で安心な給食の提供は、市が運営を行う手法は、日々の工夫やノウハウを蓄積した調理技術の継承により、給食水準の維持が期待できることから◎と評価し、対して右側、民間が運営する手法は、他自治体等の実績からの運営・調理・衛生管理技術のフィードバックによる給食水準の発展が期待できることから◎と評価している。

①-2 給食の安定供給に関する調理員の確保に関して、市が運営する手法は、予備人員の確保が難しい、緊急的・臨時的な労働力の確保に課題があることから△、対して右側、民間が運営する手法は、多様で柔軟な就労形態を設定でき、民間のノウハウに基づく効果的・効率的な人員配置が可能で、予備人員を含めた労働力の確保が容易であることから◎と評価している。

評価項目が多いことから、以降は評価に差が表れている項目に関して説明する。

③アレルギー対応給食の提供に関して、市が運営する手法は、調理技術の継承ができることから○、対して一番右側、民間に一括発注の手法は、民間のノウハウにより、施設整備時点から運営との連携が可能で、対応品目の増加への対応力が期待できることから◎としている。

⑦次世代に負担を残さない施設に関する事業コストの縮減について、市が運営する手法は、事業コストが他の手法より高いため△、対して一番右側、民間に一括発注の手法は、民間のノウハウが発揮され経済的な運営が期待できることから◎と評価している。また、調理数の増減への対応については、市が運営する手法は、将来の調理数の増減に対して、人員などの柔軟な対応が難しいことから△、対して右側、民間が運営する手法は、民間のノウハウに基づく人員配置が可能で、将来の調理数の増減に対しても柔軟な対応ができ、コスト管理が容易であることから◎と評価している。

「6. 民間事業者の意向調査の実施」について

「(1) 参入意向」に関して、右の表のとおり、16者中16者から「積極的に参入を検討する」あるいは「参入を検討する可能性はある」との回答があり、事業の実現性を確認した。また、事業手法に関しては下段の表のとおり、SPCを組成しないDBO方式を希望する回答が最も多い。

「7. 総合評価」

「(1) 定量的評価」では、概算事業費並びにVFMから民間活力導入手法が従来方式よりも低コストを発現し、特にDBO方式及びPFI方式(BTO)は事業期間15年で6.3~8.5億円のコスト差が生じるなど、民間活力導入手法の効率性が認められた。

「(2) 定性的評価」では、民間活力導入手法のうち、施設整備・維持管理・運営業務を民間に一

括発注する方式（以下「民間一括発注方式」という。）である DBO 方式や PFI 方式(BT0)において、次のような優位性が認められた。

- 1 点目、給食の安定供給に当たっては、緊急的・臨時的な人材確保を要する場合にネットワークからの人材派遣など柔軟な対応が期待できる。
- 2 点目、アレルギー対応などの課題に対して、対応品目の増加など、民間のノウハウや柔軟な対応で将来に向けての発展性が期待できる。
- 3 点目、次世代への負担において、民間の柔軟で効率的・効果的な人員配置や労働力の確保などによって経済的な事業運営が期待できる。

「(3)民間事業者の意向調査」では、事業者の本事業への参入意向を確認するとともに、民間一括発注方式における SPC の組成を事業者に求めないことが適当であることが明らかとなった。

「(4)総合評価」として、本調査では、将来的な給食の安定供給と発展性が期待できる事業手法として、SPC の組成を求めない DBO 方式が最適であると総合的に評価した。

教育委員会として、新第二学校給食センターの整備及び運営の事業手法について、教育委員会の基本方針、丸亀市学校給食業務等民間活力検討委員会の答申を踏まえ、また、民間活力導入可能性調査での評価内容を重視し、DBO 方式を採用することとし、令和 10 年 4 月開業に向けた作業を進めてまいりたいと考える。

〔教育長〕

情報量が非常に多かったので、簡単にポイントを整理し、1 点教えてほしい。

令和 10 年 4 月に向けての整備内容の説明と、運営及び建設について、民間活力を導入することについての可能性を調査した結果の報告があり、総合評価として、安定供給と発展性が期待できるとして、SPC の組成を求めない DBO 方式が最適であるということだが、今後のスケジュールについて、もう一度確認させてほしい。

〔学校給食センター所長〕

資料の 1 枚目に記載のとおり、令和 6 年度から 7 年度にかけてアドバイザー業務委託を民間に発注する。そこで事業者選定に必要な資料や施設の要求水準書という細かい仕様書作成し、市で決定する。その後、令和 7 年度から令和 9 年度にかけて選定された事業者が設計や建設の対応準備を行い、令和 10 年 4 月に開業の予定である。

〔教育長〕

令和 6 年度から 7 年度にかけて、建設・運営を行う方式や事業者が決定するということが、了解した。

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回報告の期間は、令和 6 年 2 月 7 日から令和 6 年 3 月 19 日までで、後援申請が 19 件あり、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから承認済みである。このうち、新規の申請は 3 件。

①No.05159「こどもマーケット」は、お金や仕事の基本を学べる機会として、自宅の不用品や手作り品を販売して商売を体験し、お金の管理や地域と子どものつながりの促進も図ることを目的に、一般社団法人丸亀のせなかが主催し、4 月 27 日にマルタス前で開催されるもので、出店料は 500 円である。

②No.05164「映画上映会『ヒマラヤの青い空と白い雪がくれたもの』」は、知的障がい者への理

解を深めることを目的に、スペシャルオリンピックス日本・香川が主催し、5月26日にマルタスにおいて、7人の知的障がい者がヒマラヤに挑戦したドキュメンタリー映画を上映するもので、チケットは一般500円、学生及び障がい者は無料である。

③No.05168「税に関する絵はがきコンクール」は、税金が毎日生活の中でどのように役立っているかを知り、税への理解と関心を深めてもらうことを目的に、公益社団法人丸亀法人会が小学6年生を対象に、税に関わる絵と文字や標語を書いたはがきを募集し、審査で入賞した作品をマルタスに展示するもので、参加は無料である。

特になし

《関係者以外は退席する》

9 非公開審議の概要

報告第42号 専決処分の報告について

《非公開審議のため内容不記載》

10 閉会

午前10時40分